

○財務省告示第十号

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一
条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を、財務大臣が特
に指示する場合のほか、次のように定め、令和八年四月一日か
ら適用し、支出官事務規程第十二条第二項第四号に規定する
外国貨幣換算率を定める等の件（令和七年一月財務省告示第
二号）は、同日から廃止する。

令和八年一月九日

財務大臣 片山 さつき

-
- 一 アメリカ合衆国通貨 一ドルにつき本邦通貨一四九円
 - 二 英国通貨 一スター・リング・ポンドにつき本邦通貨一九
五円
 - 三 歐州経済通貨統合参加国通貨 一ユーロにつき本邦通貨
一六六円
 - 四 オーストラリア通貨 一オーストラリア・ドルにつき本
邦通貨九六円
 - 五 カナダ通貨 一カナダ・ドルにつき本邦通貨一〇七円
 - 六 シンガポール通貨 一シンガポール・ドルにつき本邦通
貨一一四円
 - 七 スイス通貨 一スイス・フランにつき本邦通貨一七七円
 - 八 スウェーデン通貨 一スウェーデン・クローネにつき本

邦通貨一五円

九 タイ通貨 一〇〇バーツにつき本邦通貨四四九円

十 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨 一香港・ドルにつき本邦通貨一九円

十一 デンマーク通貨 一デンマーク・クローネにつき本邦通貨二二円

十二 ノルウェー通貨 一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一四円

十三 ロシア通貨 一〇〇ルーブルにつき本邦通貨一七二円

十四 アラブ首長国連邦通貨 一ディルハムにつき本邦通貨四一円

十五 チェコ通貨 一〇〇コルナにつき本邦通貨六六九円

十六 ニュージーランド通貨 一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨八七円

十七 サウジアラビア通貨 一リヤールにつき本邦通貨四〇円

十八 インド通貨 一〇〇ルピーにつき本邦通貨一七三円